事務センターだより

第 11 号 H29.2.21

文責：佐藤
（阿蘇中）

「１月は行く　２月は逃げる　３月は去る」と言われていますとおり、早くも２月下旬となりました。年度末を控えお忙しい時節ではございますが、今月の事務センターだよりもご一読ください。

～今年度の決算について～

○請求書がお手元にある先生はいらっしゃいませんか？

今年度の請求については３月中に支払いまでの手続きを行います。そのため、私費に係る学級費・教材費の請求書は２月２４日（金）まで、公費に係る消耗品の請求書は３月１３日（月）までに必ず事務職員まで提出ください。よろしくお願いします。

○会計報告の準備をお願いします。

会計報告の時期になりました。学年・学級会計担当の先生、事務職員は年度当初の予定と執行状況の確認をお願いします。

○昇給昇格発令通知書はお手元に届きましたか？

１月１日昇給・昇格に伴い、給料の号給が上がっています。
１月の給与に反映されていない差額分が２月給与に加算されていますので、給与明細でご確認をお願いします。

○給与基本台帳、扶養親族台帳の確認をお願いします。

今月は給与明細の他に、給与基本台帳と扶養親族台帳が配られます。給与情報と扶養親族の情報を先生方本人と事務職員で相互に確認し、間違った申請による返納を防ぎましょう。
諸手当については、引っ越しやお子さんが就職したこと、年の途中に扶養親族の収入が上がったこと等は届け出がされていない場合、事務職員には分かりません。ぜひ先生方本人の目で諸手当一つ一つの確認をお願いします。

確定申告

期間：２月１６日～３月１５日

平成２８年１月１日～１２月３１日までに以下に該当のある方

○年間の医療費が１０万円を超えている方

×「１０万円を超えた医療費が全額戻ってくる」わけではありません。

- 予防のための医療費は×（控除対象外）
- 治療のための医療費は○（控除対象）
- 本人あるいは生計を一（いつ）にする家族の合算が可

単身赴任のお父さんも、下宿をしている大学生の子どもも、生活費を仕送りしている両親もみんなの医療費を合算できます。

■医療費控除の対象になるもの

- 病院、歯科の治療費、薬代
- 薬局で買った市販の風邪薬
- 入院の部屋代、食事の費用
- 妊娠の定期検診、検査費用
- 出産の入院費
- 病院までの交通費
- 子どもの治療のための歯科矯正
- 在宅で介護保険使用時の介護費用

（参考例）

病院の窓口で支払った医療費（年間）　５０万円（ａ）
共済組合から後日補填された額（高額医療費）３０万円（ｂ）
個人で加入している生命保険会社からの支払金　５万円（ｃ）

医療費（ａ）－高額医療費（ｂ）－保険支払金（ｃ）

＝　医療費控除対象額（ｄ）　１５万円

（１５万円（ｄ）－１０万円（定額））×２０％（所得に応じる）

＝　１万円（還付金額）

○不動産収入や配当収入、年金収入など副収入がある場合で、その副収入に対する所得が２０万円を超える場合

○住宅ローンを組んで、自宅の新築または増改築を行った方(初年のみ)

裏面もご覧ください

個人型確定拠出年金

ｉＤｅＣｏ（イデコ）加入について

（individual-type Defined Contribution pension plan）

- 平成 29 年 1 月から、専業主婦、公務員の基本的に 60 歳未満の全ての方が利用できるようになりました。
- 「確定拠出年金」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。

個人型確定拠出年金のメリット

３つの税制優遇措置

① 掛金が全額免除されます

例えば、毎月 1 万円ずつ掛け金を拠出した場合、税率 20%とすると、年間 2 万 4 千円（仮に 35 歳から 60 歳までの 25 年間掛け続けると総額 60 万円）の節税効果となります。

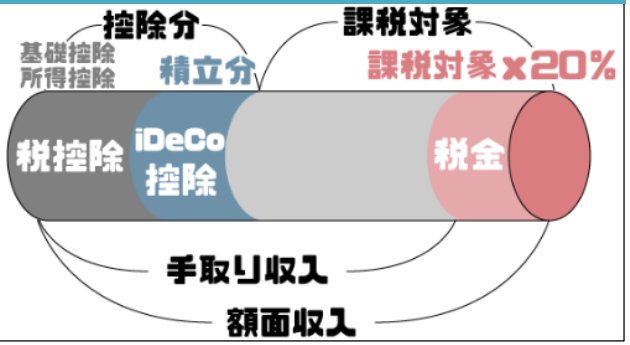

③ 運用益も非課税で再投資されます

通常、金融商品の運用益には税金がかかりますが、iDeCo の運用益は非課税です。

② 受取る時税制優遇措置があります

IDeCo の老齢給付金を一時金として受け取る場合は「退職所得控除」、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

ｉＤｅＣｏに加入するときの留意点は何ですか？

① **運用は加入者自身が行います**→積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動する仕組みです。取扱い金融機関が様々な運用商品（預貯金、保険商品、投資信託、信託等）を掲示していますので、よく検討してから加入しましょう。

② **中途での引出しに制限があります**→iDeco は、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置があります。このため、原則 60 歳まで引き出すことができません。

③ **口座管理手数料などがかかります**→加入時の手数料や毎月の講座管理費などの各種手数料があります。

iDeCo 加入までの流れ

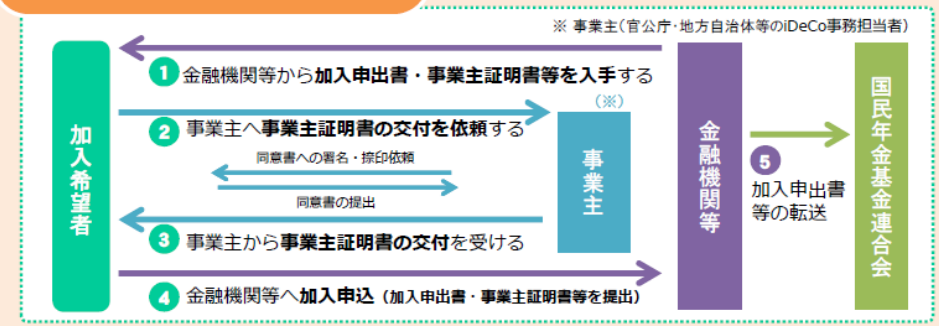

1．iDeCoの加入にあたっては、まずご希望の取扱い金融機関等（受付金融機関）から、**加入申出書・事業主証明書等を入手**します。1

2．加入申出書・事業主証明書等に必要事項を記載します。

※ 加入申出書・事業主証明書の記載にあたっては、掛金の納付方法を「事業主払込」にするか、「個人払込」にするかどうかを選択していただく必要があります（注1）。

（注１）「事業主払込」と「個人払込」におけるそれぞれの特徴

・「事業主払込」のうち、例えば掛金の給与控除の場合、口座の残高不足による掛金の納付漏れを防ぐことができます。一方、異動の際などにおけるいくつかの留意事項（裏面に記載）がありますので、それらを予めご了承いただく必要があります。

・「個人払込」は、加入者自らの口座からの引き落としとなるため、掛金の給与控除で発生する留意事項への影響（事務スケジュール等による異動時などの納付漏れ等）が基本的に生じることはなく、育児休業中の場合等においても掛金を納付することができます。一方、掛金の所得控除を受けるには年末調整の手続きが必要です。なお、口座残高が不足する場合、掛金が引き落としされず、その月の掛金が納付できません。

3．事業主証明書と必要書類（年金手帳のコピー、「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書」等）をご所属の事業主（ iDeCo 事務担当者）に提出し、必要事項を記載いただいた上で、**加入申出書と事業主証明書等を受付金融機関に提出**します。2 3 4

（注２）「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書」等とは

基礎年金番号等の情報について、iDeCoに関する事務の範囲内において、事業主が取得し利用すること（また、共済組合が事業主に提供すること）への同意書

4．書類に不備がなければ、これで手続きは完了です。